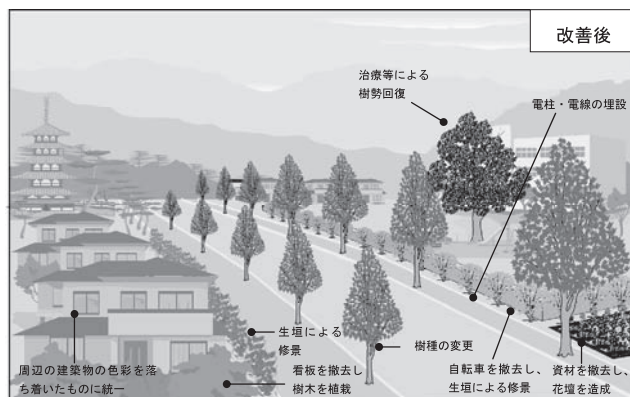
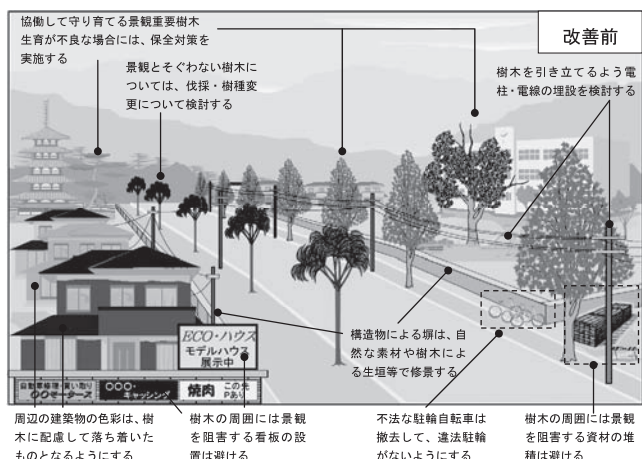




第2章 景観重要樹木の保全の基本的事項

1. 保全の基本的な考え方	39
1-1. 景観重要樹木の保全の必要性	39
1-2. 景観重要樹木の管理	40
1-3. 景観重要樹木の保全目標	41
（1）良好な樹木生育の確保	41
（2）良好な景観の確保	42
2. 景観計画の策定に関わる事項	46
2-1. 行為の制限に関する事項	46
2-2. 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限	48
2-3. 景観重要公共施設の整備、景観重要公共施設に関する許可の基準	50
3. 保全の体制	53
3-1. 保全体制の考え方	53
3-2. 役割分担	57
（1）地方公共団体の役割	57
（2）住民に期待される役割	60
（3）事業者期待される役割	62
（4）専門家に期待される役割	63
4. 景観重要樹木の活用と安全管理	65
4-1. 景観重要樹木の活用	65
（1）学習教材としての活用	65
（2）各種イベントの素材としての活用	66
（3）保全活動の素材としての活用	66
4-2. 安全性の配慮	68
（1）樹木周辺の通行者や利用者、人工物等に対する安全性の配慮	68
（2）管理を実施する際の作業員に対する安全性の配慮	68
（3）各種イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮	68
5. 保全作業の分担と手順	70
5-1. 保全作業の技術水準と分担	70
5-2. 保全の手順	70

第2章 景観重要樹木の保全の基本的事項

1. 保全の基本的な考え方

1-1. 景観重要樹木の保全の必要性

人々の生活に密着している身近な樹木には様々な価値を持つものがあるが、例えば、広場の木陰を作る緑陰樹、果実等の食料を恵む果樹、神社の御神木、仏閣の御霊木、道しるべとなる指標木、地域の記念や伝説を残す伝承木等は、日々の暮らしの積み重ねの中に存在し、人々の原風景の一部として心に刻まれていくものである。

そのような樹木を景観重要樹木として保全することは、樹木自体を元気に保つばかりでなく（⇒「樹木の良好な保全」）、人々が生活する地域の景観を守り（⇒「地域景観の保全」、「快適な街並み」）、周辺の自然や生物を保全し（⇒「自然・生物の保全」）、過去を物語る原風景を維持する事につながり（⇒「原風景の保全」、「歴史・文化の継承」）、それらの相乗効果によって、結果的に安心感のある落ち着いた暮らし（⇒「安心感のある暮らし」）に結びつくこととなる（図2-1）。

また、景観重要樹木を保全する活動に地域住民が参加することで、一本の樹木を守る価値観を共有することになるとともに、住民同士が顔を合わせる機会が増え、その連帯感から、温かさのある地域コミュニティの形成に結びつくものである（⇒「地域コミュニティの形成」）。

さらに、良好な景観を保つことで、イベントを開催したり、環境教育を実践する場として利用することが可能となり、それが、地域の活性化や見学者の来訪等による観光振興（⇒「地域振興・活性化」）にもつながるものである。

そのためには、景観重要樹木の保全を、管理者（景観行政団体、景観整備機構、樹木の所有者）、住民、事業者が一体となって、それぞれが協力しながら持続的に取り組んでいくことが重要である。

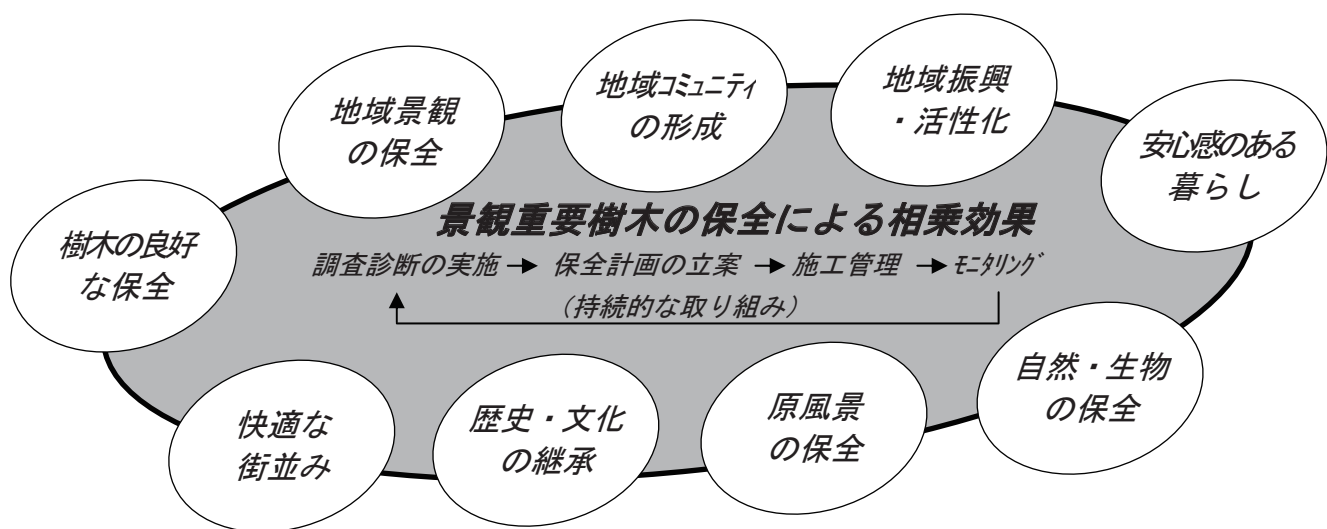


図2-1 景観重要樹木の保全による相乗効果

1-2. 景観重要樹木の管理

景観重要樹木の所有者または管理者には、景観重要樹木に対する管理義務が発生し、これを受けて景観行政団体は、条例により景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができることとなっている（表 2-1）。また、景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でない場合、前述の条例による管理基準が定められている場合に、所有者または管理者に対し、必要な措置を命ずるまたは勧告することができる（景観法第三十四条）。

表 2-1 景観重要樹木の管理義務について

条文	ポイント
景観法（景観重要樹木の所有者の管理義務等）第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。	■ 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 ■ 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができ、景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、景観重要樹木の所有者または管理者に、管理の方法の改善その他管理に関する必要な措置を命令・勧告することが可能。
景観法（管理に関する命令又は勧告）第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。	
景観法運用指針（3）景観重要樹木 ④ 管理 1) 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならないこととされており、その趣旨を踏まえて適正に管理すべきである。 2) 法第 33 条第 2 項に基づき景観行政団体が条例で定める「景観重要樹木の管理の方法の基準」については、法第 34 条に規定する管理に関する命令又は勧告が、当該基準に従って適切に景観重要樹木の管理が行われていないと認められる場合に行われるものであること、令第 15 条第 2 号に基づき、当該基準に適合する行為が法第 31 条第 1 項に規定する許可の適用除外行為となるものであることにかんがみ、適切かつ過不足なく定めることが望ましい。例えば、剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定めることが考えられる。 なお、この際、例えば、複数の景観重要樹木を指定している場合などにおいて、必要に応じて、景観重要樹木の類型ごとに、又は個別の景観重要樹木ごとに基準を定めることも考えられる。	■ 「景観重要樹木の管理の方法の基準」については、剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定めることなどが挙げられる。 ■ 複数の景観重要樹木を指定している場合においては、必要に応じて、景観重要樹木の類型、あるいは個別の景観重要樹木ごとに基準を定めることも可能。

このように、景観法上は、「条例による景観重要樹木の管理基準」の内容について政令・省令を含めて特段の規定はないが、「景観法運用指針」では、「条例による景観重要樹木の管理基準」の指針が示されており、例として「剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準」を定めることや、「必要に応じて、樹木の類型ごと、または個別の樹木ごとに基準」を定めることも考えられるとしている。

1-3. 景観重要樹木の保全目標

景観重要樹木の保全にあたっては、景観行政団体が定める「管理の方法の基準」（景観法三十三条第2項）に基づいて適切に実施することとなる。

景観重要樹木は、樹木の景観的な価値が重視されているものであるため、樹木の樹体保全を第一に考えつつ、当該樹木の備え持つ多面的な価値に留意して取り組むことが重要となる。

そのため、「管理の方法の基準」においては、①良好な樹木生育の確保、②良好な景観の確保を主目標として定めることとなる（図 2-2）。

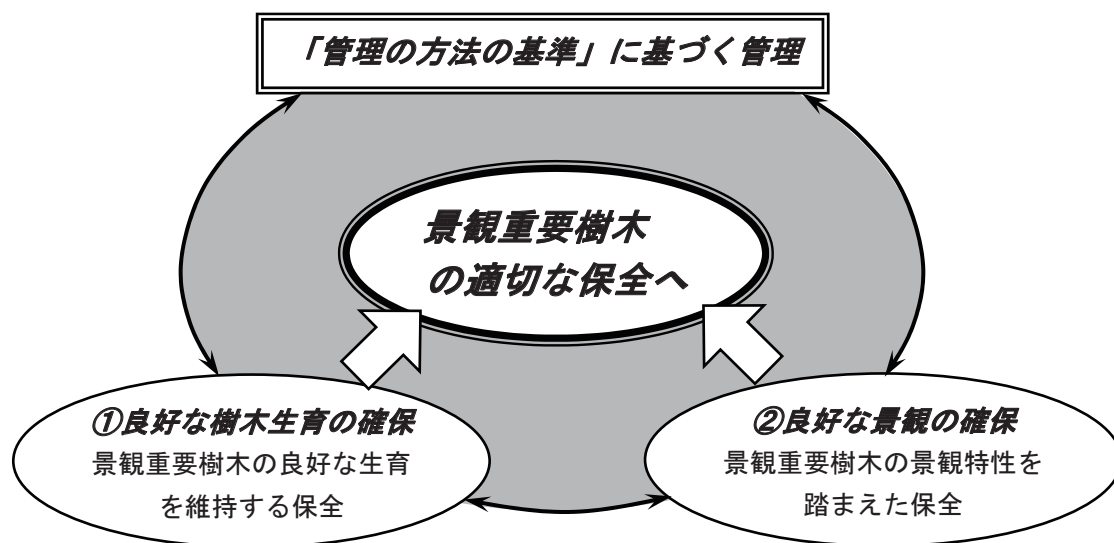


図 2-2 景観重要樹木の保全目標

(1) 良好な樹木生育の確保

景観重要樹木は、指定された時点においては良好な生育を保っている場合が多いと考えられるため、基本的には、現状の生育状態を維持するための清掃や除草、病虫害の防除、施肥や枝葉の剪定等を継続すれば、樹木を良好な状態で保全することができると考えられる。

しかし、指定に伴い樹木見学者が増えることや樹木周辺地が地域のイベントに利用されることなどが予想されるため、それによる樹木の根元付近の土壌の踏み固めや、樹木へのいたずら、ゴミのポイ捨てなどの問題が発生する恐れもある。このような場合には、通常の管理に加え、踏み固めを防止する保護柵を設置したり、イベント時のルール周知・徹底等が必要となる。

一方、生育に衰退がみられる樹木が景観重要樹木として指定された場合は、日常的な管理だけでは不十分であり、あらかじめ調査・診断を実施した上で、適切な保全計画を立て、それに基づき適切な処置を行う必要がある。

特に、地域の歴史や文化的な価値を持った巨樹や老樹においては、幹の腐朽や空洞化、枝葉の減少や枯損、根の切断や腐朽等の問題を抱えたものが多いことが予想される（図 2-3）。この場合には、巨樹・老樹の保全経験のある専門家の意見を交えながら、樹勢の回復や、衰退要因の除去、倒木等に対する安全性の確保等を含めた保全計画を作成し、日頃から適切な管理を実施していく必要がある。併せて、樹木は自分で生育している場所を変えられないので、周辺の土地利用の変化や隣接樹木の成長

等にも普段から気を配り、周辺樹木による日照や通風等への影響を極力取り除くことも重要である。

なお、景観形成総合支援事業においては、景観重要樹木の枯損・倒木を防ぐための措置等に対する補助が行われている（『第1章 2-2. 景観重要樹木の指定のメリット』参照）。

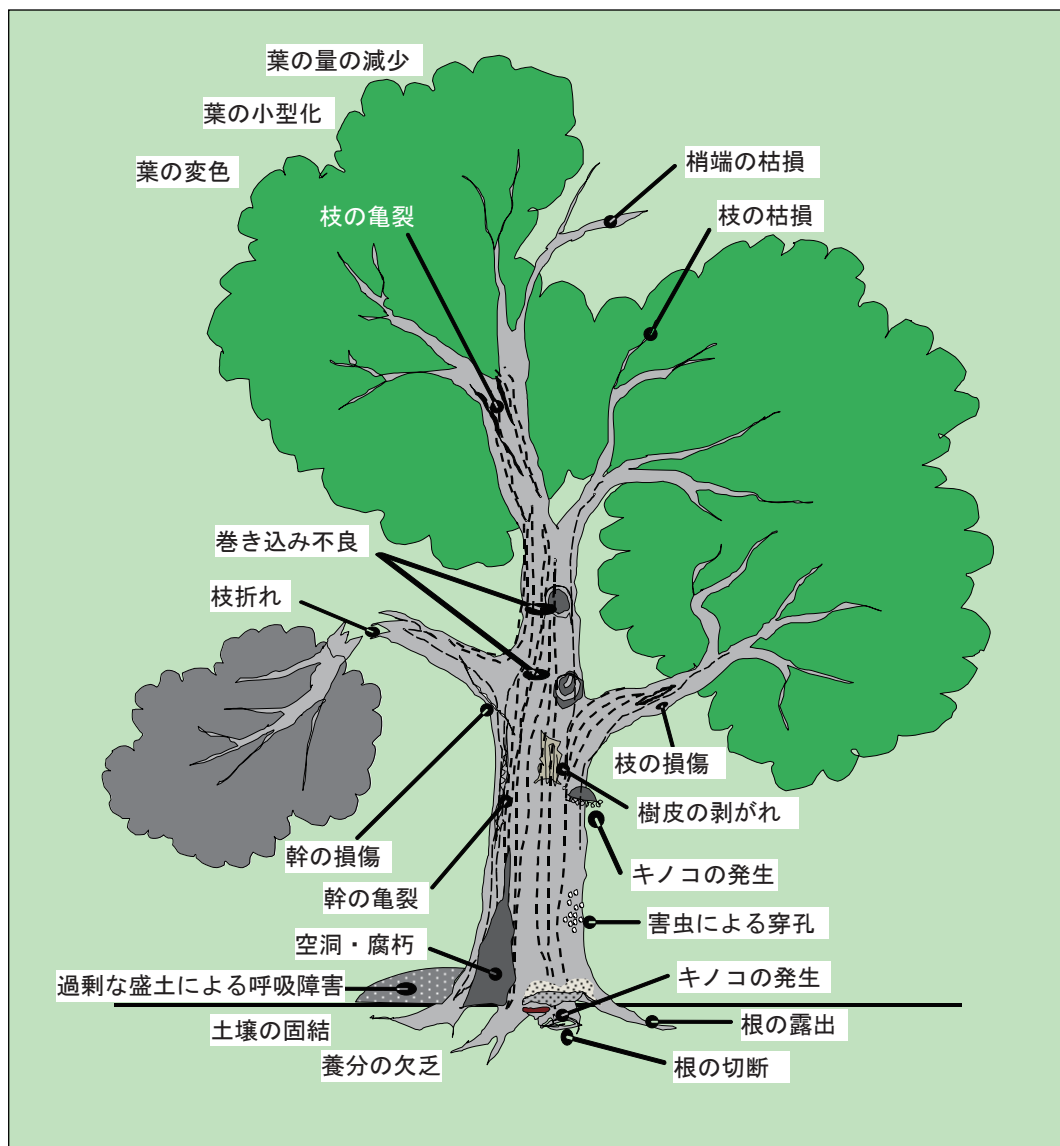


図 2-3 巨樹・老樹の抱える主な問題点

(2) 良好な景観の確保

景観重要樹木は、樹木自身の持つ美しい姿とともに、その地域の良好な景観を保全するために指定するものである。このため、保全にあたっては、景観重要樹木の景観上における役割を踏まえ、樹木自身の備え持つ樹姿の美しさや特徴を優先させ、それらの景観的な機能を維持・向上させることを目標として、適切に実施することが望ましい。

樹姿の美しさや特徴を維持するためには、その景観的な機能を十分に理解した上で管理することが重要である。例えば、幹の腐朽部の治療を行う際は、治療を腐朽材を除去した後の殺菌剤の塗布までとするのか、あるいは、腐朽部を充填材等で補填した後の擬木的な表面処理までとするのかなど、治療効果だけでなく、景観的な観点からの検討も踏まえた上で最適と考えられる方法を選択する必要がある。

また、樹木付近への侵入を防止する保護柵や、倒木や枝折れを防止する支柱等の保護材についても、機能ばかりでなく、景観的な観点から、その素材や色彩等にも気を配り、景観重要樹木が本来有する景観や、周囲との一体性及び周辺景観を損なうことのないよう配慮することが重要である。

樹体形状の特色に配慮した剪定のイメージ



臥龍型に仕立てた整姿剪定（アカマツ）



特性を維持した整姿剪定（シダレグリ）

幹の質感との違和感に配慮した腐朽部処置のイメージ



充填による処置（ケヤキ）



殺菌剤塗布のみの処置（ムクノキ）

景観に配慮した保護材設置のイメージ



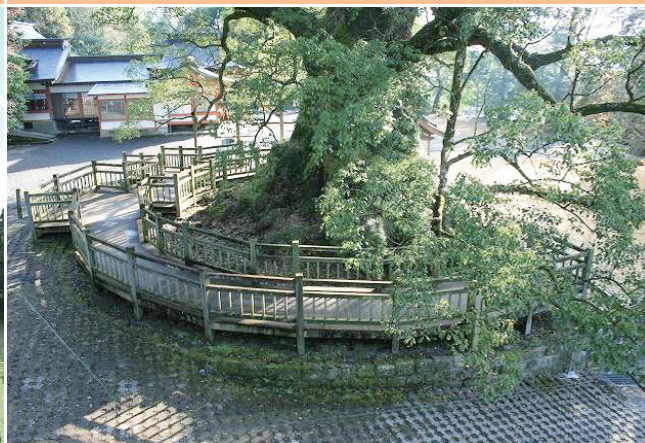
樹木と一体感のある木製支柱（シダレザクラ）



目立たないワイヤー支柱（イチイ）



周辺になじんだ木製デッキ・柵（スギ）



樹木と一体感のある木製デッキ・柵（クスノキ）



自然素材による踏圧防止板（スギ）



地被植物による踏圧防止（カヤ）

特に、樹木の周辺環境は、樹木のシンボル性を損なわないように配慮し、例えば、建築物等の高さを低く抑えたり、塀等は材質を竹や木製にしたり、生垣や石垣等の自然素材を活かすなどの工夫が必要である。

また、景観地区または準景観地区においては、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積の制限や、廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制を条例で定めることで、景観を阻害する要素を取り除き、景観を保全することが可能となる（図2-4）。そのためには、景観計画区域の中で、景観重要樹木のある地区ごとに、行為の制限に関する事項を定める必要がある。

行為の制限は、景観重要樹木ばかりでなく、地域住民等が目指すべきまちの将来像を実現するため

に必要なことであるが、実際に制限を受けるのは地域住民であるため、検討に際しては、ワークショップ等により課題や目指すべき方向の共有を図りながら、地域住民の意向を十分に反映させた内容にする必要がある。同時に、行為の制限という性格上、利害関係者との調整も不可欠である。

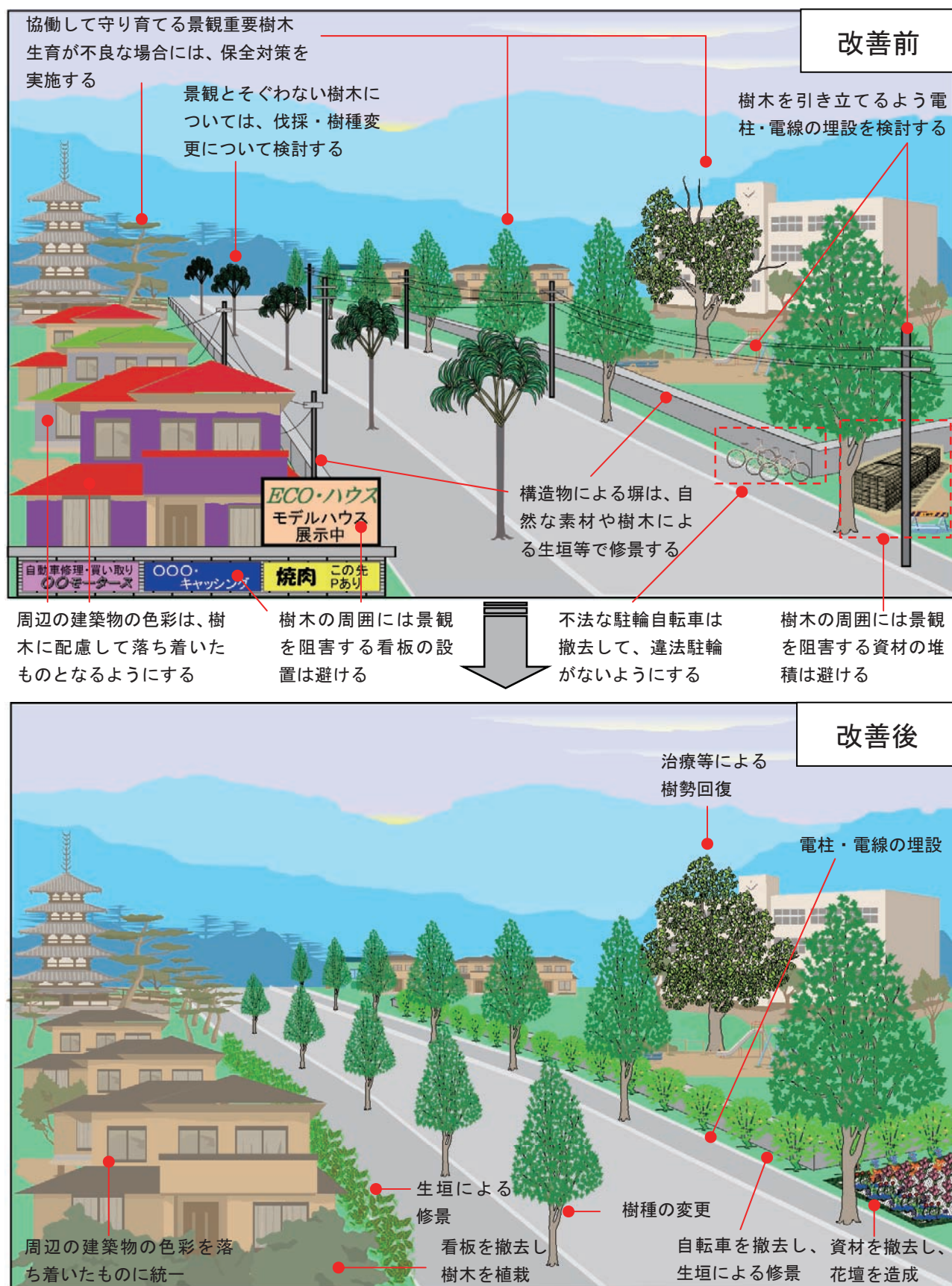


図 2-4 規制や制限等による景観重要樹木の保全イメージ

■ 2. 景観計画の策定に関わる事項

地域の樹木を景観重要樹木に指定し、保全活動を進めるにあたっては、景観法及びそれに関連する法律に定められた内容を理解した上で、実施することが重要である。

景観法は、我が国の良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定や、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土を形成し、潤いのある豊かな生活環境の創造と、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることで、国民生活を向上、国民経済・地域社会の健全な発展に寄与することを目的に施行されたものである。

ここでは、景観重要樹木の保全を図る上で、景観法のどのような制度を活用することができるのかについて解説する。

2-1. 行為の制限に関する事項（景観法第 16～18 条）

景観計画区域では、法第 16 条第 1 項に基づき、一定の行為について、届出を行わなければならない。そのため、「条例で定めるべき届出対象行為」や「それぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準」を定める必要がある。

具体的には、「届出対象行為として条例で追加すべき行為」、「建築物の建築等の一定の行為に対する形態意匠、高さなどの必要な制限」、「開発行為に対する制限」、「条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限」等がある。

届出対象行為には、法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた「必須の行為」に加えて、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として「景観行政団体の条例で定める行為」がある。この場合は、景観法施行令第 4 条各号に掲げる行為のうち、景観行政団体が選択して、対象となる行為を具体的に絞って選択することも可能である。例えば、景観法施行令第 4 条第 4 号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」を、「屋外における廃棄物の堆積」と限定して定めることなどである。

なお、景観法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた「建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等」についても、地域の景観形成上支障のない場合には、同条第 7 項第 11 号に基づく条例により、その対象を一定規模以上に限ることや、届出の適用除外とすることも可能である。例えば、工作物の建設等については、工作物の種類が多様に存在することから、届出対象となる工作物の種類等について具体的に規定し、それ以外の工作物の建設等については、届出の適用除外とすることも可能である。

なお、農山漁村における良好な景観は、農林漁業を営むことにより維持・形成されるものであり、農林漁業を営むために行う建築物の建築等や貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等について、高さ、規模又は種類を限って届出対象とし、それ以外の建築物の建築等や貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等については届出の適用除外とすることも考えられる。

また、森林地において、木竹の伐採の制限を行おうとする場合には、例えば、1 ヘクタールを超えない小規模の伐採等で森林の景観に与える影響がほとんどないと考えられるものについては、届出の適用除外とするなど、景観形成上規制の必要な規模以上の伐採に限定して届出対象とすることも考えられる。

こうした届出の適用除外を条例で定める場合においては、景観形成基準の内容もそれを前提とした内容のものとすべきである。これら届出対象行為は、景観計画区域全体で一つのものとする必要はなく、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区ごとに届出対象行為の追加及び適用除外を定めることが望ましい。

なお、景観形成基準は、景観計画区域全体で一つのものとする必要はなく、景観上の特性が異なる

場合など、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区における行為ごとに異なる基準とすることも考えられる。また、建築物や工作物の規模や高さによって、地域の景観に与える影響が異なることが想定される場合には、行為の規模、類型ごとに異なる基準とすることも考えられる。

景観形成基準は、法第16条第3項の勧告又は法第17条第1項の変更命令の基準となるものであることから、可能な限り客観的な基準とすることが望ましい。特に、同項の特定届出対象行為に係る景観形成基準については、少なくとも例を示すなど、明示的な基準とすべきである。

表 2-2 行為の制限に関する根拠

条文	ポイント								
景観法（景観計画）第八条 3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。 一 第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為 二 次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの <table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限</td> </tr> </table>	イ	建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限	ロ	建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度	ハ	壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度	ニ	その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限	■「行為の制限に関する事項」として以下のものを定めることができる。 ①景観行政団体の条例で定めるべき行為 ②建築物・工作物の形態・色彩・意匠制限 ③建築物・工作物の高さの最高・最低限度 ④壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度 ⑤「届出を要する行為」ごとの良好な景観の形成のための制限
イ	建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限								
ロ	建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度								
ハ	壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度								
ニ	その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限								
景観法（届出及び勧告等）第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。 <table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為</td> </tr> </table> 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一～十 （省略） 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	一	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	二	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	三	都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為	四	前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	■以下の行為を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要となる。 【必須】 ①建築物・工作物の新築、新設、増築、改築、移転、大規模修繕、色彩変更 ②開発行為 【選択】 ③景観形成に支障を及ぼす行為として景観行政団体の条例で定める行為 ただし、条例により、適用除外を定めることが可能。
一	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
二	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
三	都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為								
四	前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為								

条文	ポイント														
景観法施行令（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。 <table border="1"> <tr><td>一</td><td>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</td></tr> <tr><td>二</td><td>木竹の植栽又は伐採</td></tr> <tr><td>三</td><td>さんごの採取</td></tr> <tr><td>四</td><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積</td></tr> <tr><td>五</td><td>水面の埋立て又は干拓</td></tr> <tr><td>六</td><td>夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明</td></tr> <tr><td>七</td><td>火入れ</td></tr> </table>	一	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	二	木竹の植栽又は伐採	三	さんごの採取	四	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	五	水面の埋立て又は干拓	六	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明	七	火入れ	■「届出を要する行為」に係る政令で定める基準は、左記7項目であり、これらについて、景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものについて定める。
一	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更														
二	木竹の植栽又は伐採														
三	さんごの採取														
四	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積														
五	水面の埋立て又は干拓														
六	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明														
七	火入れ														
景観法（届出及び勧告等）第十六条 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。	■景観行政団体の長は、届出のあった行為に対して、設計変更、その他必要な措置を勧告する事ができる。														
景観法（変更命令等）第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。	■景観行政団体の長は、届出のあった行為に対して、設計変更、その他必要な措置について変更を命令する事ができる。														

2-2. 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限（景観法第8条）

屋外広告物の表示・掲出は、景観上の影響が大きい要素であることから、景観計画に位置付け、景観行政と連携して進めることが望ましい。

このため、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により屋外広告物法が併せて改正され、景観行政団体が景観計画において本事項を定めた場合は、景観計画を定めた景観行政団体の屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例は、景観計画に即して定めること、同時に、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができることとされており、景観行政団体が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことが可能となっている。

こうした趣旨から、景観行政団体は、景観計画に本事項を定めた場合、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例を定める必要がある。

また、指定都市、中核市以外の市町村にあつては、同法第28条の規定により都道府県から条例の制定等の事務の移譲を受けることが望ましい。

表 2-3 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限に関する根拠

条文	ポイント												
屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。 <table border="1"> <tr> <td>一</td><td>都市計画法 第二章 の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区</td></tr> <tr> <td>二</td><td>文化財保護法 第二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項 に規定する条例の規定により市町村が定める地域</td></tr> <tr> <td>三</td><td>森林法 第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</td></tr> <tr> <td>四</td><td>道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの</td></tr> <tr> <td>五</td><td>公園、緑地、古墳又は墓地</td></tr> <tr> <td>六</td><td>前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所</td></tr> </table>	一	都市計画法 第二章 の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区	二	文化財保護法 第二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項 に規定する条例の規定により市町村が定める地域	三	森林法 第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域	四	道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの	五	公園、緑地、古墳又は墓地	六	前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所	■都道府県は、条例により、良好な景観または風致を維持するため、必要に応じて左記 6 項目の地域・場所について、広告物の表示や掲出物件の設置を禁止することができる。
一	都市計画法 第二章 の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区												
二	文化財保護法 第二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項 に規定する条例の規定により市町村が定める地域												
三	森林法 第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域												
四	道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの												
五	公園、緑地、古墳又は墓地												
六	前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所												
屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）第三条 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。 <table border="1"> <tr> <td>一</td><td>橋りょう</td></tr> <tr> <td>二</td><td>街路樹及び路傍樹</td></tr> <tr> <td>三</td><td>銅像及び記念碑</td></tr> <tr> <td>四</td><td>景観法 第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木</td></tr> <tr> <td>五</td><td>前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件</td></tr> </table> 3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。	一	橋りょう	二	街路樹及び路傍樹	三	銅像及び記念碑	四	景観法 第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木	五	前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件	■都道府県は、条例により、良好な景観または風致を維持するため、必要に応じて左記 5 項目の物件について、広告物の表示や掲出物件の設置を禁止することができる。		
一	橋りょう												
二	街路樹及び路傍樹												
三	銅像及び記念碑												
四	景観法 第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木												
五	前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件												
屋外広告物法（広告物の表示等の制限）第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。	■都道府県は、条例により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の表示や掲出物件の設置について、必要な制限を定めることができる。												

条文	ポイント
屋外広告物法（広告物の表示の方法等の基準）第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準若しくは掲出物件の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。	■都道府県は、前四条に規定するもののほか、条例により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準、掲出物件の形状、その他設置の方法の基準、これらの維持の方法の基準を定めることができる。
屋外広告物法（景観計画との関係）第六条 景観法第八条第一項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。	■景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定める場合は、景観計画に即して定める必要がある。
屋外広告物法（景観行政団体である市町村の特例等）第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第七条第一項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。	■指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができる。

2-3. 景観重要公共施設の整備、景観重要公共施設に関する許可の基準（景観法第 47～54 条）

本事項は、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、公共施設の管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号ロ及び同号ハ）に規定する基準について定めるものである。これにより、景観行政団体と公共施設管理者が異なる場合においても、景観上の観点から互いに連携・調整を行い、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図ることが可能となるものであり、必要に応じて、適切に景観重要公共施設として位置付けることが望ましい。

「景観重要公共施設」は、特定公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものという観点から、地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の地域の顔となる特定公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけることが望ましく、同時にそれらの「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めることとされている。

景観重要公共施設の「整備に関する事項」は、景観重要公共施設の整備にあたり、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、例えば、駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、「街灯や舗装等を景観に配慮したものとする」となど、その整備に関する事項を定めることが考えられる。

景観重要公共施設の「占用等の許可の基準」は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持・増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるものであり、例えば、「地域に親しまれる緑豊かな都市公

園において、緑と調和した良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ」などについての基準を定めるものである。

また、景観計画に景観重要公共施設として定められた道路は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」第3条の規定の適用についての特例措置がとられており、景観重要道路の良好な景観の形成を促進する観点から、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合に、同条第1項に規定する電線共同溝を整備すべき道路としての指定を可能とするものであり、また、同条第3項に規定する要請を行うことのできる主体として、景観行政団体である都道府県を追加するものである。

このような制度の趣旨を踏まえ、景観行政団体及び関係道路管理者は、連携を図りつつ、景観重要道路について、その良好な景観の形成を図るため必要な場合には、電線共同溝を整備すべき道路として積極的に指定することが望ましい。

表 2-4 景観重要公共施設の整備に関する法律

条文	ポイント
景観法（景観計画）第八条 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの ロ 当該景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項 ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの （1）道路法 第三十二条第一項又は第三項の許可の基準 （2）河川法 第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の基準 （3）都市公園法 第五条第一項又は第六条第一項 若しくは第三項 の許可の基準 （4）海岸法 第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準 （5）港湾法 第三十七条第一項の許可の基準 （6）漁港漁場整備法 第三十九条第一項の許可の基準	■景観計画においては、良好な景観の形成のために必要なものとして、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、公園事業に係る施設、その他政令で定める特定公共施設を、景観重要公共施設と位置づけ、それらの景観上必要な「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める。 ■「整備に関する事項」は、景観重要公共施設の整備にあたり、景観上配慮すべき事項を定めるものである。 ■「占用等の許可の基準」は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持・増進するために定めるものである。
景観法（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例）第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体である都道府県「当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。	■景観法により「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」について特例措置をとることで、景観重要公共施設として定められた道路に関して、電線共同溝の整備等を実施することを可能とし、かつ同条第3項に規定する要請を行うことのできる主体として、景観行政団体である都道府県を追加するものである。

条文	ポイント
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（電線共同溝を整備すべき道路の指定）第三条 【景観法第 48 条による読み替え後】 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。 2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体である都道府県、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第六号に規定する特定電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 3 市町村又は景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。	■道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」、電線をその地下に埋設し、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけられた道路について、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。 ■市町村又は景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し電線共同溝を整備すべき道路として指定するよう要請することができる。

■ 3. 保全の体制

3-1. 保全体制の考え方

今日では、社会における利便性が高まる一方で、人間と自然との共生が問われるようになりつつある。しかし、日本人は古来から「八百万の神々を信じる心」という自然と共生する心をもっており、自然を暮らしの中に上手に取り入れて生活を営んできた。

特に、樹木は建築材や燃料、果実や種子等の生産、村の境界木や一里塚[☆]などの道標（指標木）、農作業の時期を知るための農諺木[☆]など様々な用途で利用され、人々の暮らしの中で役立てられてきた。

また、社寺における神木や霊木、山野（山の神）の祀り木などは、信仰対象として崇められ大切にされてきた。その結果、材木の母樹として残された樹木や宗教的に保護されてきた樹木は、今日では巨樹・老樹となり地域を象徴する歴史・文化的な遺産となっている。

このような樹木を景観重要樹木に指定し、永続的に保全していくためには、地域の市町村（景観行政団体）や地域を広域的に管轄する都道府県等の行政、樹木の身近で生活する住民、その地域や隣接した地域の人々など、樹木を取り巻く様々な人々が協力して実施していく事が重要である。

ただし、それぞれの立場で協力できることや実施できることが制約されるため、限られた人員や予算の中で効率的かつ効果的に保全を進められるように、どの時点で、誰が、どんなことができるかなど、保全に必要な作業や、その中で協働可能な内容について整理し、景観重要樹木を保全するための体制とともに役割分担を決定することが重要である。

保全体制が確立して、景観行政団体の下でそれぞれの役割分担の作業が進めば、保全活動がスムーズになり、景観重要樹木の良好な生育を保つことが容易になる。さらに、この保全体制の運営が軌道に乗ることで様々な人脈を構築でき、それを活用して景観重要樹木を題材にしたイベントや環境教育等を積極的に企画・実行していくことも可能となる。それらのイベントや環境教育をきっかけとして、人々がその地域の歴史・文化に興味や関心を抱き、それが地域コミュニティづくりや観光振興の一助となることも大いに期待できる。

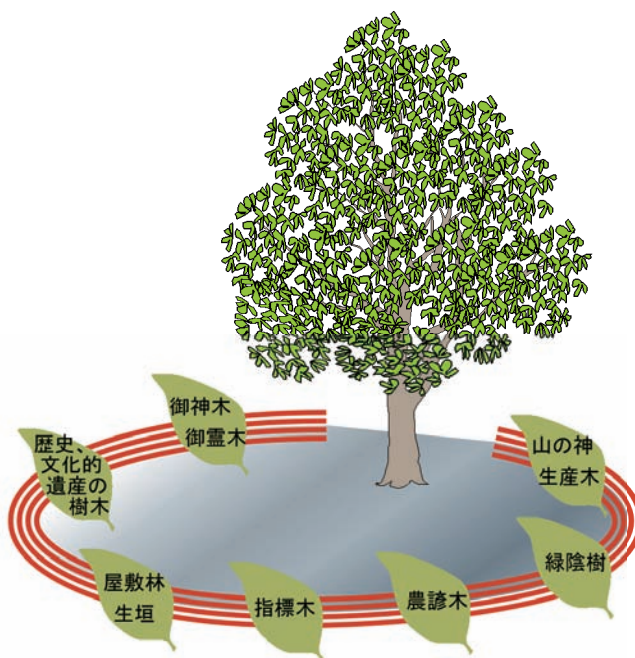


図 2-5 景観重要樹木を取り巻く社会背景

☆一里塚（いちりづか）

大きな道路の側に1里毎に旅行者の目印として設置した塚（土盛り）のこと。元々は中国起源のもので、塚の側に槐の木を植えたり標識を立てたりする。一里塚が全国的に整備されるようになったのは江戸時代である。慶長9年2月4日、江戸幕府は日本橋を起点として全国の街道に一里塚を設置するよう指令を出した。一里塚の設置は、大久保長安の指揮の元に行われ、10年ほどで完了した。一里塚には榎等の木が植えられ、木陰で旅人が休息を取れるように配慮されていた。また現存する一里塚の多くは道の片側にのみ存在するが街道の両側に対で設置されるのが本来の姿である。

☆農諺木（のうげんぼく）

気象学の発達していなかった時代の農作業の指標とされた樹木のこと。里の巨樹は、季節を知る「暦」代わりに使われた。サクラやコブシの花など、白っぽい目立つ花を農事暦に活用した。

景観重要樹木の保全是、樹木を管理する所有者や景観行政団体が実施するものではあるが、今日では、公共の緑の管理についても情報公開や政策決定プロセスへの住民参加が求められ、住民の意見や地域の意思が尊重される社会へと移行しつつあることから、景観重要樹木の保全体制の構築にあたっては、地域住民の積極的な協力が不可欠である。

また、地域で活動する事業者（営利等の目的をもって事業を営む者）においても、企業の社会的責任（CSR）[☆]、特に環境に対する取り組みが問われつつあるため、景観重要樹木の保全にあたっては、資金的援助や人材の派遣等の協力が望まれる。

☆企業の社会的責任（CSR）

- 企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者（ステークホルダー：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。企業の経済活動には利害関係者に対して説明責任があり、説明できなければ社会的容認が得られず、信頼のない企業は持続できないとされる。
- 持続可能な社会を目指すためには、企業の意思決定を判断する利害関係者側である消費者の社会的責任（CSR: Consumer Social Responsibility）、市民の社会的責任（CSR: Citizen Social Responsibility）が必要不可欠となるといわれる。

以上から、景観重要樹木の保全是、それぞれの社会的責任を認識した上で、①管理者（所有者、景観行政団体）、②住民、③事業者（企業・団体）の3者により協働で実施していくことが望ましい。なお、実施にあたっては、それぞれの立場で必要とされる分野の専門家等の参画を募って、意見を聞いたり、技術的な指導を受けながら実施する必要がある。

景観重要樹木の保全体制を図 2-6、役割分担を表 2-5 に示す。

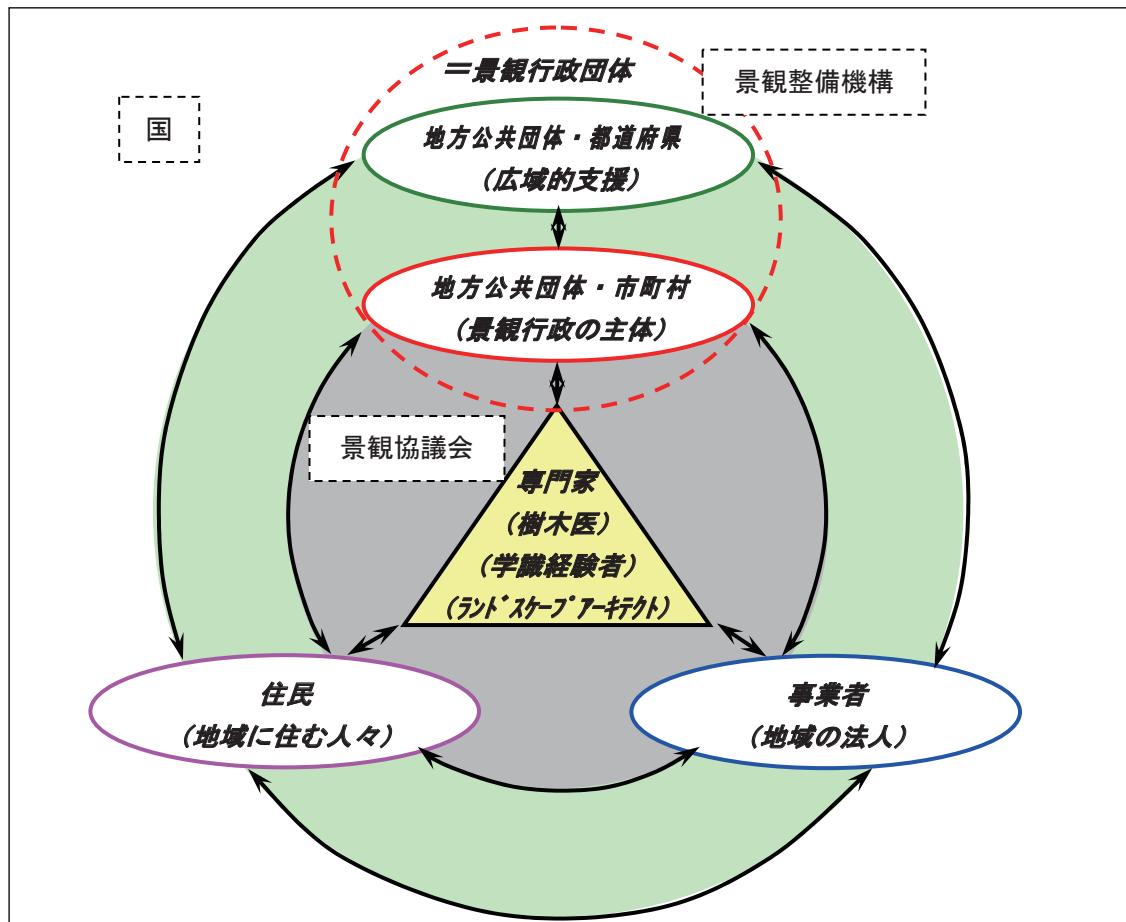


図 2-6 景観重要樹木の望ましい保全体制

表 2-5 景観重要樹木の保全におけるそれぞれの役割と主な内容

		役割	主な内容
国		■景観施策を総合的に推進する役割を担う。	①景観施策の総合的な策定及び実施
		○景観施策の総合的な策定・実施を行う。	②景観施策の啓発及び知識の普及
地方公共団体	市町村	■市町村レベルでの景観行政を主体的に実施する役割を担う。	①景観重要樹木の候補となる地域資源の発掘。
		○景観行政及び景観重要樹木の保全活動全体を統括・管理する。 ○景観重要樹木の保全に先立ち、対象となる樹木にかかる法制度の確認や所有者への働きかけなどを行う。	②イベント（景観ウォッチング、シンポジウム、環境学習、花見、参加型保全活動）の企画・開催・支援 ③ワークショップ、セミナー等の企画・開催・支援 ④公聴会・説明会の実施、アンケートの実施 ⑤保全活動に関わる住民や事業者等の把握と、イベント時の人材確保、人材活用のためのシステム構築、イベントへの講師派遣 ⑥行政機関のHPや広報誌による住民・事業者への情報発信 ⑦住民による組織運営のバックアップ ⑧資材・機材等の提供

	役割	主な内容
都道府県	■都道府県レベルでの景観行政を広域的に支援・先導する役割を担う。 ○市町村が景観行政及び景観重要樹木の保全活動を進めやすくするための支援・先導を行うとともに、広域行政の担い手として広域的な観点からの調整を行う。	①景観行政団体間の調整 ②景観協議会等の開催 ③広域的な景観行政 ④行政機関のHPや広報誌による市町村・住民・事業者への情報発信
住民	■保全活動全般に参加・協力する役割を担う。 ○「住民」とは、主に景観重要樹木のある地域で生活する人々を指す。 ○今日、多くの地域で市民参加型の社会が主流となりつつあることを踏まえ、様々な場面で景観重要樹木の保全活動に積極的に参画する。	①保全活動への参加・協力 ②保全活動に係る資金援助や寄付 ③イベントの企画・参加 ④ワークショップ、セミナー等の企画・参加 ⑤住民・事業者への普及・啓発 ⑥景観計画に関わる提案
事業者	■保全活動全般を支援する役割を担う。 ○「事業者」とは、主に景観重要樹木のある地域で活動する企業・団体等を指す。 ○今日、多くの企業で環境保全への配慮を経営理念としている事を踏まえ、景観重要樹木の保全活動に積極的に人材を派遣したり、資金援助や寄付等の支援を行う。	①保全活動への人材の派遣 ②保全活動に係る資金援助や寄付 ③イベントの企画・提案・参加及び人材派遣 ④ワークショップ、セミナー等の企画・参加及び人材派遣 ⑤住民・事業者への普及・啓発 ⑥景観計画に関わる提案
専門家	■景観行政及び保全活動全般を指導・助言する役割を担う。 ○「専門家」とは、景観行政及び保全活動全般を正しい方向に、適切・円滑に進める上で必要となる様々な分野での専門家を指す（アドバイザー的人材；学識経験者、ランドスケープアーキテクト、専門技術者；樹木医、街路樹剪定士、造園施工管理技士）。 ○景観行政や保全活動を正しい方向に適切に実施するための関係者へのアドバイスや、各種イベントの提案、関係者への説明、時には関係者間の橋渡しを行う。	①樹木の調査・診断・治療 ②保全計画の立案・指導 ③市民・行政間のコーディネーター・ファシリテーターとしての連携・協働の促進 ④樹木保全や環境保全を通じた緑や景観の豊かな地域のコミュニティの形成 ⑤緑地協定・景観協定等の地域の良好なまちづくりなどの計画づくり・指導 ⑥ワークショップ、セミナー等における講演

景観重要樹木の保全にあたり、国は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定して実施する責務を負い、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、国民の理解を深めるように努める役割を担う。

地方公共団体は、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに関し、国との適切な役割分担を踏まえた上で、その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する責務を負う。特に、景観重要樹木の保全は、住民の生活に密接に関係する課題であることや、地域の要望に応じたきめ細かな取り組みが必要であることから、基礎的自治体である市町村が景観行政団体となり、景観行政の中心的な役割を担うことが望ましい。その場合、都道府県は、例えば「街道にある一里塚のエノキや河岸にあるヤナギ、峠にある境界木のスギ」等、連坦した市街地など複数の景観行政団体の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等について、関係する景観行政団体が互いに協議する場を設けたり（景観協議会）、必要に応じて、関係する地方公共団体の意見を聴くなどして、その適切な推進を図るための支援・先導する役割を担う。

住民は、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに関する理解を深め、その実現のために積極的な協力を果たす責務を負う。

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに自ら努めるとともに、国または地方公共団体が実施する施策に協力する責務を負う。

専門家は、景観重要樹木の保全に関わる多様な関係者に対して、必要な情報や知見等についてアド

バイスをしたり、必要に応じてそれぞれの関係者間の橋渡しや説明をしたり、保全活動の技術的な作業を行う役割を担う。保全活動を進めるにあたっては、活動の内容に応じて適切と考えられる専門家をとり込み、協力を得ながら実施していくことが不可欠である。

3-2. 役割分担

(1) 地方公共団体の役割

【市町村の役割】

市町村は、景観行政を主体的に実施する役割を担う。市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、自らの地域の将来像を描き、住民とともにその実現を図っていく景観行政の主体となる存在であるため、積極的に「景観行政団体」となり、景観行政の舵取りを行っていく役割を担う。

特に、景観法第9条第1項において、「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、景観行政団体が景観計画を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開催するなど、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。これは、景観計画の案の作成の段階から、住民の意見をできるだけ反映させるための規定であるが、景観行政団体は積極的に、公聴会・説明会の開催、広報紙やインターネット等による案の公開と意見募集、まちづくりの方向・内容等に関するアンケートの実施、景観協議会等を中心とした案の提案など各種方策を、地域の実情に応じて実施することで住民の意見を反映させる必要がある。

市町村に期待される役割を表2-6に示す。

表2-6 市町村に期待される役割

期待される役割	主な内容
①発掘・創出	■景観重要樹木の候補樹種の発掘 ■巨樹・老樹ウォッチング、景観コンテスト等の開催 ■景観重要樹木の指定と指定の推進
②保全	■管理協定による管理の代行 ■景観重要樹木の保全計画の作成 ■保全計画に基づく保全活動の推進
③規制・誘導	■屋外広告物法に基づく広告の制限 ■電線共同溝の整備等の要請 ■都市計画法に基づく景観地区の指定及び景観法に基づく準景観地区の指定 ■条例の制定による地区内の規制・誘導及び土地利用の制限 ■都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定による建築制限
④普及・啓発	■行政機関のHPや広報誌による情報発信 ■巨樹・老樹ウォッチング、景観コンテスト等の開催 ■各種イベントの企画・開催 ■ワークショップ・セミナーの企画・開催
⑤調整	■行政内の調整 ■景観重要樹木に係る多様な関係者間の調整 ■保全活動に関わる住民や事業者等の把握 ■公聴会・説明会の開催 ■アンケートの実施

期待される役割	主な内容
⑥支援	■イベント時の人材確保 ■地域組織、地域のNPO、団体等への支援 ■各種活動に必要な資材・機材等の提供 ■人材育成（リーダー、担い手） ■人材派遣（専門家、アドバイザー） ■人材活用のためのシステム構築

①発掘・創出

市町村は、住民に最も身近な行政機関であるため、積極的に景観行政の主体である景観行政団体となり、景観重要樹木の創出、指定、保全までの一連の活動に主体的に取り組んでいくことが重要である。景観重要樹木の創出・指定にあたっては、過去の調査事例や地域の歴史や文化を調べたり、巨樹・老樹に関するイベントやコンテスト等を開催するなど、住民と協働して様々な方法で候補となる資源を発掘・創出し、景観重要樹木の指定を推進していくことが望まれる。

②保全

市町村は、景観重要樹木の保全にあたり、樹木所有者と相談した上で積極的に管理協定を結び、管理を代行していくことが望ましい。その上で、景観重要樹木の保全計画を立案（第3章「保全計画の立案」参照）し、適切な保全活動を実施していくことが重要である。

③規制・誘導

市町村は、景観法に基づく景観計画の立案、都市計画法に基づく「景観地区」の指定・景観法に基づく「準景観地区」の指定、良好な景観形成のための行為の制限、屋外広告物法に基づく広告物の表示等の制限、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく「電線共同溝を整備すべき道路」の指定の要請、都市計画法に基づく地区計画等の各種制度を有効に活用し、地域レベルでのきめ細やかな規制・誘導を行い、景観重要樹木が抱える景観的な課題を解決するとともに、今ある景観重要樹木の適切な保全、景観重要樹木の発掘等を積極的に進めていくことが重要である。

④普及・啓発（機会・情報提供）

市町村は、景観重要樹木を通して地域を見直し、地域のみどりや樹木に関心を持つ人々を増やし育てることが、最終的には身近な樹木を保全し、地域の景観を良くすることにつながる。そのためには、景観重要樹木の重要性を普及・啓発することで、地域を見直す機会を創出することが重要である。そのためには、景観重要樹木に関わる様々なイベントやワークショップを企画・実施することが重要である。景観づくりの主役は住民であり、また地域の景観重要樹木は個々の地域レベルでの地道な活動によって保全されるものである。そのため、地域の組織やNPO、各種団体等により展開される地域づくり活動に対する支援策を充実させ、公民パートナーシップによる活動を継続的に展開していくことが重要である。

⑤調整

市町村は、景観重要樹木の保全活動に関わる可能性のある住民や事業者等をアンケート調査や広報

誌による公募等において把握するとともに、行政内はもちろん、景観重要樹木に係る多様な関係者間の調整を行い、保全活動を円滑に実施することが重要である。

⑥支援

市町村は、各種のイベントやワークショップ、セミナー等を実施する際に、その人材を確保したり、人材活用のためのシステムを構築しておくことが重要である。また、それらの活動を行う地域の NPO や団体等を支援したり、各種活動に必要な資材・機材等を提供したり、講師や専門家を派遣するなど、極めの細かな支援をすることが重要である。

【都道府県の役割】

都道府県は、景観行政を広域的に支援・先導する役割を担う。都道府県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村が景観行政をより進めやすくするための先導・支援を行うとともに、広域行政の担い手であることを踏まえ、複数の景観行政団体間の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等についての調整を行う役割を担う。都道府県に期待される役割を表 2-7 に示す。

表 2-7 都道府県に期待される役割

期待される役割	主な内容
①規制・誘導	■景観条例（景観に関する規制・誘導・推奨等）の検討・制定 ■屋外広告物法に基づく広告の制限 ■電線共同溝の整備等の要請
②普及・啓発	■行政機関の HP や広報誌による情報発信 ■景観優良事例等の表彰制度の創設 ■景観行政に関する相談窓口の設置
③調整	■行政内及び行政間の調整 ■景観法に基づく条例の実施にあたっての他の条例との調整 ■広域的な景観の形成についての調整
④支援	■行政職員の意識改革 ■市町村に対する景観行政の支援・協力 ■市町村・住民・事業者への取り組み支援 ■人材育成（リーダー、担い手） ■人材派遣（専門家、アドバイザー） ■人材活用のためのシステム構築
⑤整備	■景観行政の関係者が連携・協働する仕組みの整備 ■景観施策を総合的に評価する仕組みの整備
⑥先導・助言	■都道府県全体の景観行政の方針・仕組みの提示 ■市町村に対する景観行政の先導・助言

①規制・誘導

都道府県は、景観形成に関連する各種の条例を定めることができるため、それらを検討した上で積極的に活用することが重要である。例えば、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の表示や掲出物件の設置について、必要な制限を定めたり、電線共同溝の整備を要請することができる。

②普及・啓発

都道府県は、住民・事業者に景観施策の事例紹介等を通して、景観の保全は地域景観の保全であることの理解を得るとともに、NPO や市町村等と連携して保全活動への関心や意欲を高めるための普及・啓発を行うことが重要である。そのほか、景観優良事例の表彰制度や、景観行政全般に関する相談窓口等を設置するなど、広域的な普及・啓発を行うことが重要である。

③調整

都道府県は、景観行政を実施する上で、国や市町村とのスムーズな連携・協働を可能とするために、関連する行政内の各部署はもちろん、行政間、組織・団体等との調整や、複数の景観行政団体間の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等についての調整を図ることが重要である。

また、都道府県下で景観行政や保全活動を推進するため、景観条例の必要性和内容を検討した上で、既存の景観に関する他の条例との調整も必要である。

④支援

都道府県は、住民・各種団体・市町村が行う景観に配慮した地域づくり活動を支援するため、樹木の専門家、景観の専門家、色彩の専門家、観光の専門家、ワークショップの専門家等をアドバイザーとして登録し、地域毎のテーマに沿った専門家を派遣・紹介する支援制度を構築することが重要である。

同時に、景観の保全活動の将来的な担い手となる子供達への教育をはじめ、保全活動のリーダーとなるべき人材の育成につながる各種の取り組みや、行政職員の意識改革を図り、住民とともに地域づくりを推進することのできる人材を育てることが重要である。

⑤整備

都道府県は、景観づくりの主体となる住民・市町村等への啓発・支援に向けた体制づくりを行うとともに、施策の効果・問題点等を検証し、改善していくための仕組みや、広域的な景観の保全・創出に向けて、複数の関係者が連携・協働できる仕組み、各分野で取り組んでいる施策が景観面にどのような成果を与えているかを総合的に評価・検証し、改善する仕組み等を整備することが重要である。

同時に、景観行政や保全活動に関わる様々な専門家（樹木の専門家、景観の専門家、色彩の専門家、観光の専門家、ワークショップの専門家）等のデータベースを整備することも重要である。

⑥先導・助言

都道府県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村が景観行政をより進めやすくするための先導・支援を行うことが重要である。同時に、管轄する市町村の景観行政の内容を把握した上で、必要に応じて調整を図り、都道府県全体の景観行政の方針・仕組みを提示する必要がある。

(2) 住民に期待される役割

住民は、保全活動全般に参加・協力する役割を担う。景観は住民の暮らしに密接に関係するものであることや、近年、景観形成にかかわる事柄に住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっていると同時に、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められている

ことなどから、住民は、景観計画の策定・変更手続に積極的に参加し、景観計画に係る情報公開及び理由の開示等を積極的に行う必要がある。

また住民は、景観重要樹木の保全活動の最も重要な担い手であり、自らが暮らす地域の景観重要樹木に対する興味や関心を持ち、イベントやワークショップに積極的に参加し、保全活動を地域ぐるみで推進する役割を担う。

住民には、自らの地域の自然は自らで守り育てるという自立的な地域づくりの意識を持つとともに、具体的に生活空間の質や環境をより良くするための取り組みや、都道府県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力することが期待されている。住民に期待される役割を表 2-8 に示す。

表 2-8 住民に期待される役割

期待される役割	主な内容
①発掘	■地域の巨樹・老樹の発掘 ■巨樹・老樹ウォッチングの参加 ■景観コンテスト（樹木部門）等への応募 ■地域の巨樹・老樹の歴史・文化等の調査
②企画・参加	■保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理ほか）の企画・参加 ■各種イベントの企画・参加 ■ワークショップ・セミナーの企画・参加
③提案	■景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）に関する提案 ■樹木の所有者による景観重要樹木の指定の提案 ■景観協議会への参加

①発掘

住民は、積極的に自らの住む地域や頻繁に訪れる場所の緑や樹木に関心を持つことが、景観重要樹木の発掘や保全の第一歩である。また、行政等から提供される情報や広報紙等から、景観重要樹木に対する関心を深めたり、自らが景観重要樹木となりそうな樹木探し（＝景観ウォッチング）に出かけたり、地域の歴史・文化を調べたりするなど、何よりも地域のみどりへの関心や、保全活動への興味を持つことが重要である。

②企画・参加

住民が、自らの住む地域を自らの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着も生まれ、住みよい環境が保全・創出される。住民が積極的に景観重要樹木に関わる各種のイベントやワークショップ・セミナーに参加することはもちろん、それらを住民自らの手で企画することも重要である。

③提案

景観法では、景観計画の作成段階から地域の住民が積極的に関わることのできる措置がとられているため、住民はそれら制度を積極的に活用することが重要である。

景観計画区域内の土地の所有者、まちづくりに関連する NPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体は、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に、景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）について提案することができる。

また所有者は、景観行政団体の長に、所有する樹木を景観重要樹木として指定することを提案する

ことができる。

(3) 事業者に期待される役割

事業者は、保全活動全般を支援するとともに、景観阻害要因をつくらないなど、良好な景観の形成に協力する役割を担う。

事業者は、景観重要樹木の保全活動の重要な支援者である。事業者が関わる地域の景観に関心を持つとともに、良好な景観形成に自ら努め、地域の景観や環境をより良くするための資金援助や人材の派遣等の役割を担う。事業者に期待される役割を表 2-9 に示す。

表 2-9 事業者に期待される役割

期待される役割	主な内容
①関心・配慮	■事業活動の景観への影響の把握 ■周囲の景観への配慮
②企画・参加	■保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理ほか）の企画・参加 ■景観コンテスト（樹木部門）等への応募 ■各種イベントの企画・参加 ■ワークショップ・セミナーの企画・参加
③支援	■保全活動への人材派遣・資金援助 ■各種イベント、ワークショップ・セミナーへの人材派遣・資金援助 ■環境基金等の設立
④提案	■景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）に関する提案 ■景観協議会への参加

①関心・配慮

事業者は、施設を整備したり、屋外広告物を掲示するなどの事業活動が、結果として地域の景観に影響を与える場合があることを認識した上で、周囲との環境的な調和に配慮するなど、地域の一員として、環境を守り、育んでいくことが重要である。

②企画・参加

事業者は、自らが事業を展開する地域や事業所の周辺は、自らの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着が生まれ、住みよい環境が保全・創出されるとともに、それが企業のイメージアップや宣伝にもつながるものである。事業者が積極的に景観重要樹木の保全活動や各種のイベントやワークショップ・セミナーに参加することはもちろん、時には事業者自らの手で企画することも重要である。

③支援

事業者は、景観重要樹木の保全活動や各種のイベントやワークショップ・セミナーに、人材を派遣したり、資金的な援助をしたり、会場等を貸し出したりするなど、直接的あるいは間接的に支援することで、保全活動を盛り上げることも重要である。

④提案

事業者は、景観協議会などの話し合いの場に積極的に参加し、提案することができる。

例えば、シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来において景観重要公共施設になることが見込まれる施設や、鉄道駅周辺等の交流拠点、歴史的なまちなみ、景観資源が散在する地域、スキー場や温泉等のリゾート施設が集積する地帯等において、良好な景観形成を推進しようとする際は、景観行政団体により景観協議会等が設置されるなど、多様な意見を調整する場が設けられている。

景観協議会には、景観行政団体のほか、施設管理者、関連事業者、振興組合、地区住民等が参加し、オープンカフェの設置・運営方法、花いっぱい運動、活性化イベント、サイン計画や歴史と調和したまちづくり、周辺の自然環境と調和した屋外広告物等について提案することができる。

(4) 専門家に期待される役割

専門家は、景観行政及び保全活動全般を指導・助言したり、樹木の診断をしたり、特殊な技術を要する様々な保全対策の作業を行う役割を担う（「調査・診断」、「生育・景観改善」、「治療・回復」等の作業を指す。詳細は第3～5章を参照）。

景観行政や景観重要樹木の保全を適切・円滑に実施していくためには、景観や樹木等の分野におけるエキスパートである専門家から指導・助言を受けながら実施していくことが不可欠である。専門家は、景観行政や保全活動を正しい方向に適切に実施するための関係者へのアドバイスや、各種イベントの提案、関係者への説明、時には関係者間の橋渡しを行う。

景観行政及び保全活動は極めて多岐にわたるため、要所要所で必要に応じて、適切な専門家を活用することが重要である。景観行政及び保全活動に関わる可能性のある主な専門家を、表2-10に示す。

表2-10 景観行政及び景観重要樹木の保全に関連する主な専門家

分野	主な資格	内容
緑化	登録ランドスケープアーキテクト	緑地空間の計画や設計等に関する一定の能力を有する者（民間資格）。
	造園施工管理技士	建築業法に基づき、造園工事の施工計画作成や工程管理等を行う者（国家資格）。
	造園技能士	造園工事において施工に関する一定の技術や能力を有する者（国家資格）。
	樹木医	樹木の医者にあたる資格で、樹木の診断や治療、後継樹の育成や樹木の保護に関する知識の普及と指導を行う者（民間資格）。
	植栽基盤診断士	植栽基盤・土壌・植物・植栽に関する知識と経験および土壌調査・診断結果をもとにした処方能力を総合的に備え、植栽基盤整備に係る卓越した技術力を有する者（民間資格）。
	街路樹剪定士	街路樹の健康・美観・機能等の専門的知識・技術を有する者（民間資格）。
	公園管理運営士	都市公園の管理運営を円滑かつ効果的に推進するための、マネジメント能力を備えた一定水準の知識、技術、能力を持つ者（民間資格）。
景観	公的資格、民間資格なし	景観アドバイザー、景観デザイナー、色彩専門家等。
まちづくり	公的資格、民間資格なし	まちづくり専門家、まちづくりコーディネーター、ファシリテーター、観光専門家、ワークショップ専門家等。

なお、市町村、住民、景観協議会、景観整備機構の位置づけを図2-7に示す。

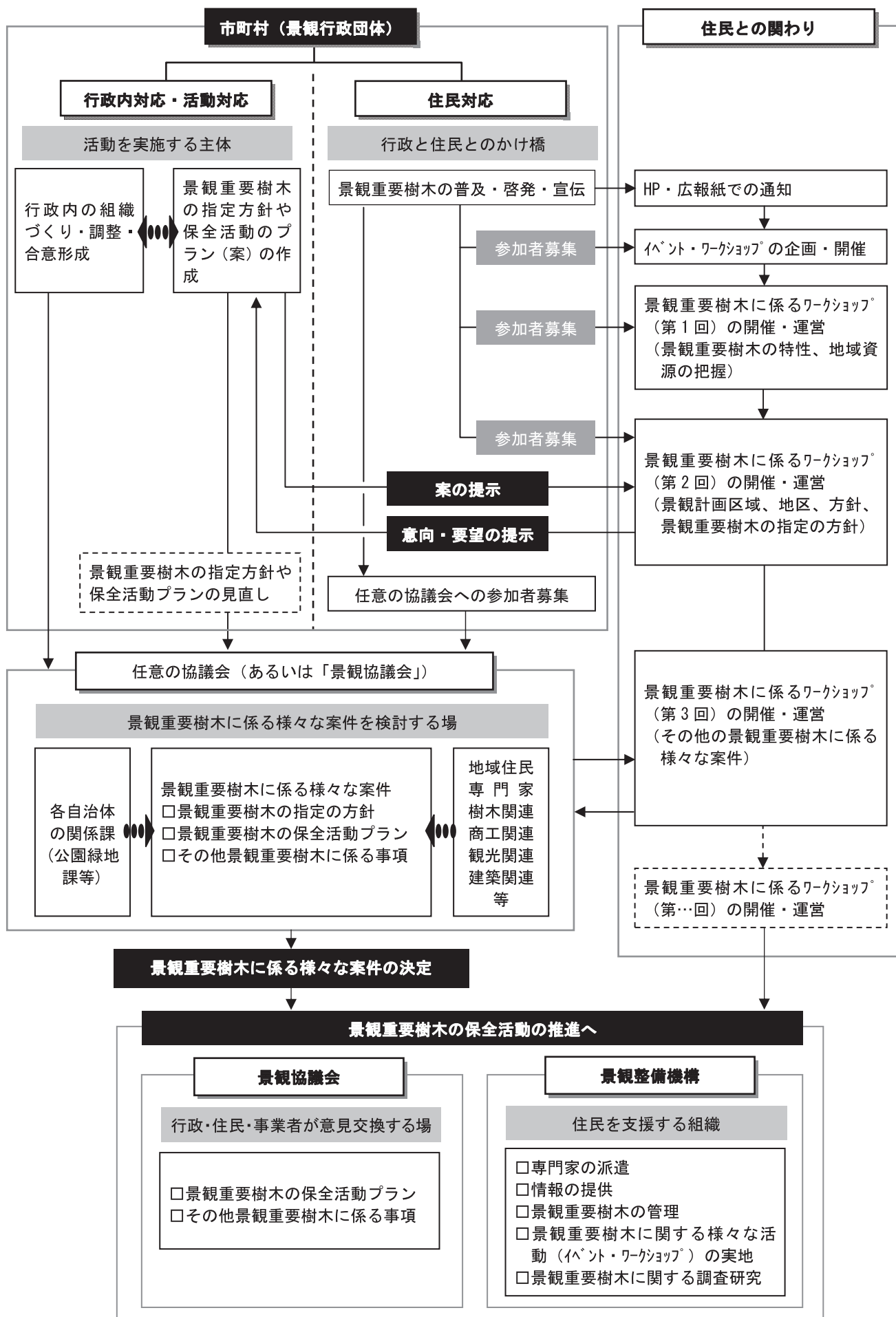


図 2-7 市町村、住民、景観協議会、景観整備機構の位置づけ

■ 4. 景観重要樹木の活用と安全管理

4-1. 景観重要樹木の活用

地域にある景観重要樹木を活用し、様々な取り組みやイベントを実施することは、住民に樹木や身近なみどりの大切さを理解させ、保全活動への理解や興味を持たせる絶好の機会となるものである。

特に、巨樹・老樹の類が多い景観重要樹木は、環境教育や自然学習、写生会等の学習教材となるとともに、お花見や果実拾い、巨樹・老樹ツアー等の各種イベントに活用することが望まれる。これらの活動を実施することにより、住民でも参加可能な保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理等）に、段階的に展開していくことが可能となる。

なお、これらの取り組みやイベントを実施する際は、学習や作業だけでメニューを構成するのではなく、途中でお弁当を食べたり、お茶を飲んだりするなどの「ピクニック（戸外での食事）」的、あるいは落ち葉を利用して焼き芋づくりをするなどの「アウトドア（野外活動）」的な要素を盛り込むことが、参加者やリピーターを増やす重要な要素である。

(1) 学習教材としての活用

景観重要樹木として指定される樹木は、巨樹・老樹の類が多く、地域の文化や歴史を象徴する存在となっていることが多い。そのため、樹木の履歴を調べることが、地域の歴史を知ることにつながるなど、樹木を通して歴史・文化の分野を学ぶことができる。

また、樹木はみどりを感受できる最も身近な存在であり、最も長命な生き証人として、その生い立ちや仕組み、開花や結実のメカニズム、樹木の生活基盤となる土壌を知ることによって生物・地学の分野を学ぶことができる。また、樹木を細かく観察し、絵を描いたり写真を撮ることなど、美術の教材としても利用することができる。

このため、景観重要樹木の保全活動を進めるにあたっては、その場面ごとに学習教材としての活用を検討することが望ましい。なお、景観重要樹木を活用した環境教育の実施のための留意点を表 2-11 に示す。

表 2-11 学習教材としての活用のために必要な事項（参考）

留意点	内容
①開放性・公平性	■誰でも自由に参加できる開放性があること ■子供・高齢者・障害者が能力に応じて参加できる公平性があること
②利益・充実性	■教育指導カリキュラムが考えられていること ■カリキュラムに無理がないこと ■実際に体験する内容が盛り込まれていること ■学ぶ喜び・自主性・考える力が得られること
③安全性	■安全対策が万全であること
④体制	■核になる人、世話人等の適正なリーダーがいること ■専門家、その分野での職人・達人がいること
⑤連携	■地域の関係者と連携できていること
⑥楽しさ・サービス	■「ピクニック（戸外での食事）」や「アウトドア（野外活動）」的な要素が盛り込まれていること

学習教材としての活用イメージ



樹木の生態の学習会



樹木に発生するキノコの学習会

(2) 各種イベントの素材としての活用

景観重要樹木として指定される樹木は、公共の場から大勢が見ることのできるものに限られるため、特に見学するという視点での活用が期待される。樹木を近くあるいは遠くから見ながら、サクラであればお花見を企画したり、地域の巨樹・老樹であれば見学ツアーを企画したりしても良い。

また、樹木からの生産物や恵みを利用するという視点も考えられる。樹木の周囲を観察しながら、イチョウであれば銀杏拾い、シイやカシであればどんぐり拾い、モミジであれば葉っぱ拾い（押し葉づくり）、ケヤキであれば枯れ枝のキクラゲ取りなど、樹木からの生産物を素材として活用することも重要である。

イベントの素材としての活用イメージ



お花見



樹林内での昼食会

(3) 保全活動の素材としての活用

住民は景観重要樹木の専門性の高い複雑な保全作業を行うことはできないが、保全作業時に通常は見ることのできない樹木の治療やロープワーク等の特殊な作業を見学したり、清掃等の美化活動、周

辺への花卉植栽、看板や案内板の製作等、樹木に直接触れなくても間接的に保全活動をサポートすることが可能である。

これらは、例えば午前中は保全作業の見学や清掃等を行い、落ち葉を利用して焼き芋をつくってお昼のお弁当と一緒に食べたり、午後は写生会を行うというように、前述の学習会やイベントとうまく組み合わせて実施することが重要である。

保全活動の素材としての活用イメージ



マツ林床の清掃・除草



ロープワークによる木登りイベント



専用機器による樹木腐朽診断の見学



木陰でのお弁当

4-2. 安全性の配慮

景観重要樹木として指定される樹木の多くは、巨樹・老樹の類が多いため、保全にあたっては、①樹木周辺の通行者や利用者及び人工物等（建物、車、道路）に対する安全性の配慮、②管理を実施する際の作業員に対する安全性の配慮、③イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮の3つの安全対策が必要である。

安全対策の対象者は、保全活動の関係者はもちろん、環境教育の参加者・見学者から保全ボランティアまで広い意味での利用者と、保全活動には直接関わりのない付近の通過・駐車車両、歩行者、隣接地等、樹木の影響する範囲内に存在する人間や工作物、建築物である。

(1) 樹木周辺の通行者や利用者、人工物等に対する安全性の配慮

景観重要樹木として指定される樹木の多くは、巨樹・老樹の類が多いため、中には枝折れや倒木を起こす恐れのある樹木も少なくない。特に、不健全な景観重要樹木の場合は、倒木や落枝等により重大な事故を引き起こす可能性があり、場合によっては人身事故となる可能性もあるため、既に管理作業が適切に実施されており、かつ支柱や保護材等の設置による安全策がとられているものや、立地上、樹木周辺の通行者や利用者、人工物等への危険がほとんどないと判断されるもの以外は、必要に応じて損害賠償保険等に参加しておくことが望ましい。

樹木が原因となる人や物に対する賠償は、「個人賠償責任保険」や「日常賠償責任保険」で対応可能である。会社により保険料は異なるが、おおよそ数千円程度が一般的である。しかし、樹木が立ち枯れしているのに放置していたため第三者へ被害を与えた場合など、管理が不十分なケースによる事故は賠償責任が発生するケース^{*}がある。

(2) 管理を実施する際の作業員に対する安全性の配慮

樹木の管理を行う作業員は、保全活動の実施の際に、高所での作業を実施することや、薬品を取扱う場合も少なくなく、不慮の事故が起こる可能性は十分にあるため、可能な限り未然に事故発生を予防するための対策を講じておくと同時に、労働災害保険等に参加しておく必要がある。

なお、作業にあたっては、労働基準法や農薬取締法等を遵守することはもちろんである。

(3) 各種イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮

学習会や各種イベント及び簡易な清掃等の保全活動を実施するにあたっては、主催者が、事前に安全点検を行った上で、最大限、安全対策を講じておくことが重要である。また、イベントの内容により、必要に応じて参加者に傷害保険をかけておくことが重要である。

目的別の安全対策等に関する取り組みを表 2-12 に示す。

表 2-12 目的に応じた安全対策

目的	内容
①樹木周辺の通行者や利用者、人工物等の安全確保	■倒木や落枝による人身事故や器物の損傷を防止するため、日常的または定期的に樹木診断を行い、支柱設置や危険枝の除去、柵の設置等、必要な安全対策を実施する。 ■特に日常点検等の簡易なものは、樹木医等の専門家ではなく、地域住民や保全ボランティアの協力が不可欠である。 ■必要に応じて対人・対物の損害保険に加入する。
②管理を実施する際の作業者の安全確保	■管理作業を実施する際には、ヘルメットや軍手を着用する。 ■管理作業を実施する際は、必ず労働災害保険等の加入者が行う。 ■住民参加等により実施する場合には、傷害保険をかけておく（参加者全員に1日分の保険をかけるもの）。 ■薬剤等を使用する場合には、その使用方法を十分に理解するとともに、隣接地の住民等に事前に告知し、使用方法に則り軍手やマスク等を着用する。 ■管理作業上、必要に応じて障害保険に加入する。 ■関連法令等を遵守する。
③イベントを実施する際の参加者の安全確保	■実施する環境学習内容に応じて、ヘルメットや軍手を着用する。 ■事前に樹木の状態を点検し、落枝等の危険がないことを確認した上で実施する。また、落枝等の可能性がある場合には、予め危険な部位を除去するなどの対策を講じておく。 ■イベントの内容により、必要に応じて参加者に、傷害保険をかけておく（参加者全員に1日分の保険をかけるもの）。

☆奥入瀬（おいらせ）落枝訴訟（参考）

- 平成 15 年 8 月、青森県十和田八幡平国立公園の奥入瀬溪流遊歩道付近で、折れて落下したブナの枝が直撃、下半身まひの後遺症を負った茨城県在住の女性と夫が、県と国に損害賠償を求めた訴訟を指す。
- 平成 21 年 2 月 5 日、最高裁第 1 小法廷は県と国の上告を退ける決定をし、県と国に約 1 億 9,300 万円の支払いを命じた 2 審東京高裁判決が確定した。
- 2 審判決によると、女性は夫とともに訪れた奥入瀬溪流沿いの遊歩道付近で、頭上から長さ約 7m、太さ最大 41cm のブナの枯れ枝の直撃を受け、下半身まひの後遺症を負った。
- 同判決では「現場は観光客が多数集まる場所で、安全性への社会的な期待は高く、管理においては周到な安全点検が求められていた」として、落枝したブナのある国有林を管理する国と、現場付近の遊歩道を管理する県の双方に責任を認めた。
- 県は事故後、遊歩道の安全対策について、パトロールを月 1 回に増やした上、落枝の可能性が考えられる強風等の後も行っているほか、樹木医の協力を得て行う危険木点検や落枝に注意するよう呼び掛ける看板設置等の措置を講じている。

■ 5. 保全作業の分担と手順

5-1. 保全作業の技術水準と分担

景観重要樹木の保全は、その作業水準のレベルに応じて、保全体制に含まれる誰もが参加することができるものである。具体的には、樹木周辺の清掃や除草等の簡単な作業から、特殊な機器を要する診断や、腐朽部の治療等の専門的技術を要する作業（主に図 2-8 右側破線部分）まで幅広いものとなっている。このため、保全活動は、樹木の状況や各作業に求められる技術水準に応じた役割分担により効率的に取り組むことが望ましい。参考までに各々の役割分担と関与程度を目安を表 2-13 に示す。

表 2-13 保全活動の各段階に応じたそれぞれの役割分担と関与程度を目安（参考）

保全活動		住民	事業者	専門家	景観行政団体
例		■住民	■企業・団体	■造園業者 ■樹木医	■市町村 ■都道府県 ■景観整備機構
内容					
第一段階 (指定)	景観重要樹木となる資源の抽出	○	○	○	景観行政団体は全てに関与
	景観重要樹木の選定	○	○	○	
	景観重要樹木の指定	×	×	×	
第二段階 (調査・診断)	既存調査資料等の確認	○	○	△	
	基礎調査の実施	○	○	△	
	生育・景観評価	○	○	△	
	外観診断の実施	×	×	○	
	健全度評価			○	
	詳細調査の実施			○	
	詳細調査の評価			○	
	総合評価			○	
第三段階 (保全計画の立案)	保全計画書の作成	△	△	○	
	保全計画内訳書の作成	△	△	○	
	実施計画書の作成	△	△	○	
第四段階 (施工・管理)	「日常管理」の実施	○	○	△	
	「生育・景観改善」の実施	×	×	○	
	「治療・回復」の実施			○	
	モニタリングの実施	○	○	○	
その他の活動	イベント	○	○	○	
	ワークショップ・セミナー	○	○	○	

注: 「○: 積極的関与、△: 補助的関与、×: 関与せず」

5-2. 保全の手順

景観重要樹木の保全のための具体的な手順は、図 2-8 に示すように、①景観重要樹木となり得る資源等の調査を行う、「景観重要樹木の指定」の段階、②樹木の現況を把握し、その問題点を明らかにする「調査・診断」の段階、③調査・診断の結果を受け、特に問題点があればそれを改善し、樹木を適切に保全していくための「保全計画の立案」の段階、④作成された計画に基づき、日常管理作業、生育・景観改善作業、治療・回復作業等を実施した上で、その後の経過を観察・評価するまでの「施工・管理」の段階の、大きく 4 つの段階により取り組むことが望ましい。

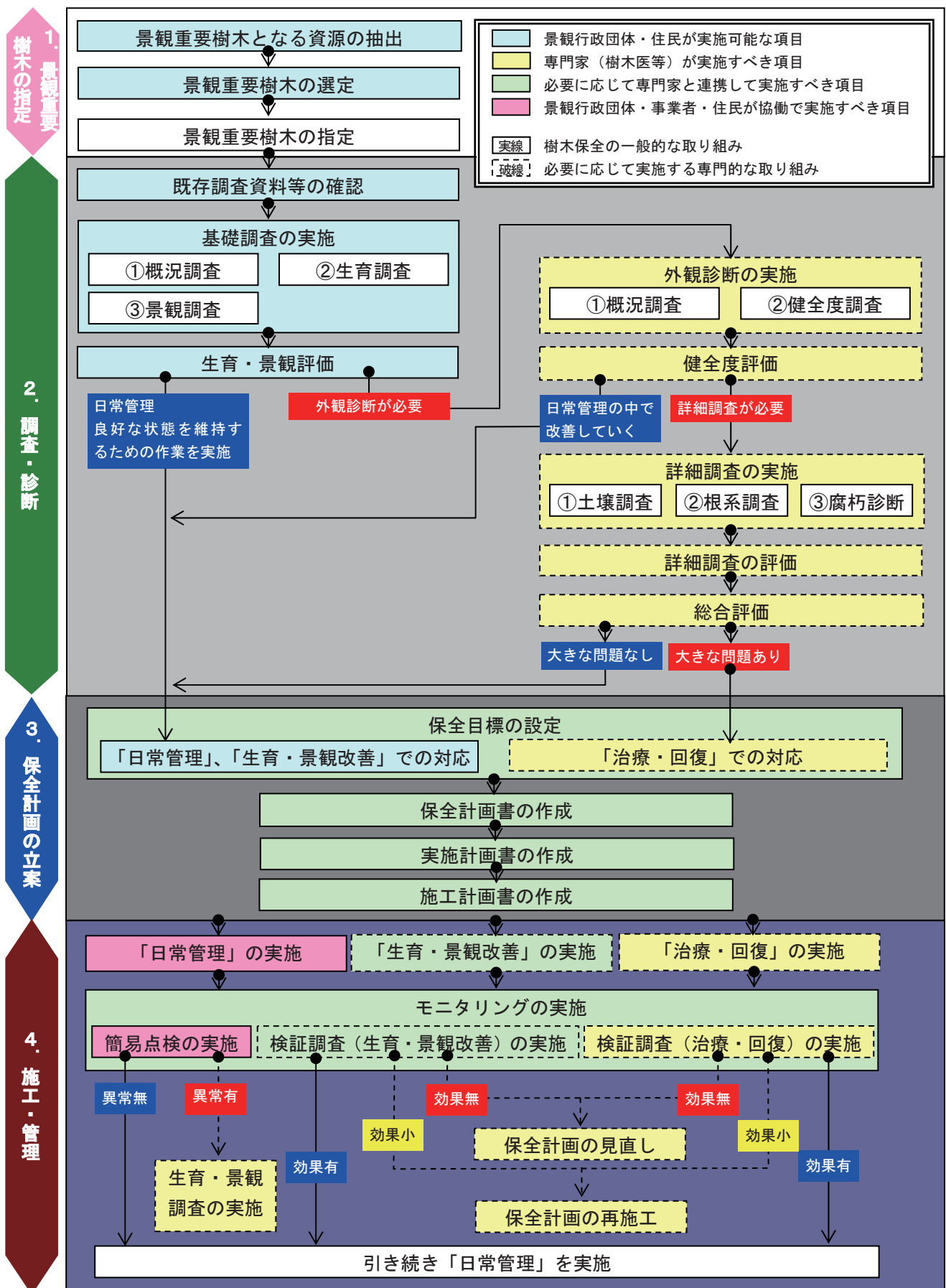


図 2-8 景観重要樹木の保全の流れ